自転車指導啓発重点路線（久留米警察署）

令和８年４月

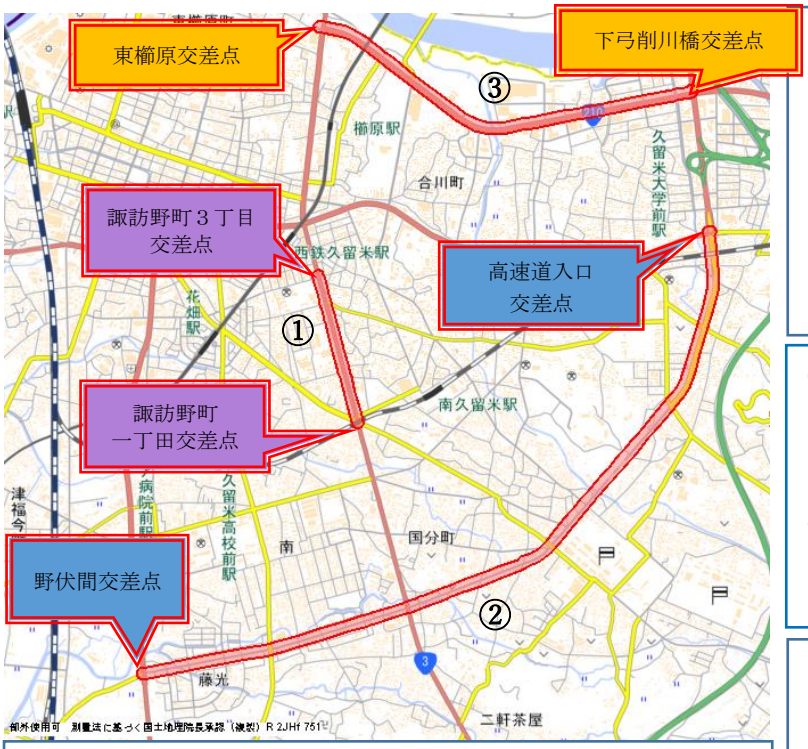

①　国道３号
諏訪野町３丁目交差点～
諏訪野町１丁田交差点
【選定理由】西鉄久留米駅につながる主要道路であり、通勤･通学時間帯は自転車の利用者が多いほか、流通のトラック等、交通量も多く、重大交通事故の発生が懸念される。
（令和４年１月～令和７年 12 月　23 件）

②　都市計画道路東合川野伏間線
（通称：上津バイパス）
野伏間交差点～高速道入口交差点
【選定理由】小・中・高校が混在する主要幹線道路であり、自転車の利用者、交通量ともに多く交通事故の増加が懸念される。
（令和４年１月～令和７年 12 月　51 件）

③　国道２１０号
東櫛原交差点～下弓削川橋交差点
【選定理由】商業施設や公共施設が建ち並ぶ主要幹線道路であり、施設等を利用する自転車の利用者が多く、交通事故の増加が懸念される。
（令和４年１月～令和７年 12 月 25 件）

①～③路線の自転車利用者に多い違反形態

- **信号無視**
- **指定場所一時不停止等**
- **整備不良（制動装置等）**

◎自転車を運転する時の注意点◎

1　自転車は、車道が原則！歩道は例外！

自転車は「車両」であることを念頭に、**車道の左側端に寄って通行**しましょう。

歩道は原則として通行できませんが、標識で歩道を通行することが認められている場合などは、歩道を通行することができます。

歩道は歩行者が優先です。歩道通行時は、車道寄りを**いつでも止まることのできる速度**で進行しましょう。

2　信号を守る！

信号無視は重大な事故の原因となります。絶対にやめましょう。

運転する際は、**「心にゆとり」のある運転**を心がけましょう！

3　周囲の確認「右よし、左よし、後方よし！」

自転車の発進、進路変更の時は、左右の確認だけでなく、**後方の確認**も行いましょう。

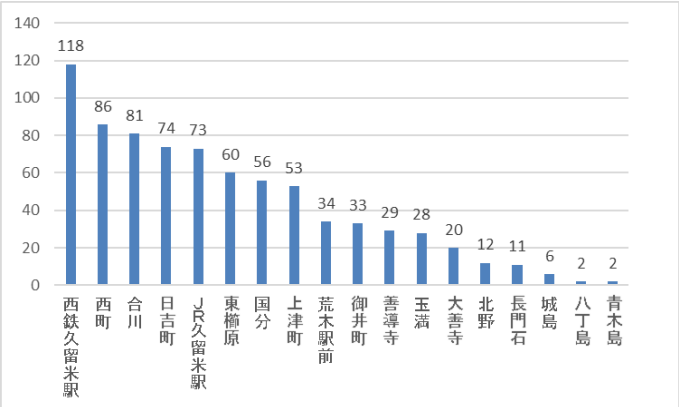

自転車が関係する交通事故の発生状況（R4.1~R7.12）

重点路線	久留米署管内	①	②	③
自転車関連事故	778 件	23 件	51 件	25 件

左のグラフは、久留米署管内の交番別、自転車関連事故の発生状況です。

学校、駅を管轄している交番が、自転車関連事故の発生件数が多い傾向にあります。

通勤・通学時は、**安全運転**を心がけましょう！

自転車指導啓発重点地区（久留米警察署）

令和８年４月

【重点地区】

西鉄久留米駅地区

通町、通東町、日吉町、東町、大手町、篠原町

東和町、天神町、諏訪野町

➢ 選定理由

- 西鉄久留米駅周辺には商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等における自転車利用者の並進や、歩道通行が多々見受けられる
- 自転車関連事故の増加が懸念される（R4.1～R7.12合計：78件）
- 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　音楽を聴きながらの運転は危険！

イヤホン等を使用しての運転は、周囲の情報（緊急車両や後続車等）を遮ることとなり、大変危険です。

2　ながら運転は危険！

ながら運転は、片手運転になったり、周りの危険の発見が遅れるなどして、 重大交通事故につながります。
絶対にやめましょう！

3　自転車は軽車両です！車道の左側を走行！

道路の右側走行は逆走となり違反です。必ず左側を走行しまょう。

4　自転車でも飲酒運転は絶対ダメ！

令和６年１１月１日より、自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に新たに罰則が整備されています。